

別紙1 CRL品質基準

CRLの商標を使用する素材生産事業体認証制度は、以下の基準に適合していなければならない。

1) 制度・体制が十分である。

1-1) 第三者認証であり、認証委員会は業界から独立の立場で判断を下しうる。

1-2) 十分な現場審査に基づき認証授与の可否が判断されている。

1-3) 審査者は素材生産の事業や現場技術に精通している。

1-4) 認証の更新審査や有効期間中の中間審査が十分な頻度で行われている。

2) 審査基準が十分である。

2-1) 特定非営利活動法人ひむか維森の会が定めた「責任ある素材生産業のための行動規範」に相当する行動規範に則ることを認証の条件としている。

2-2) 特定非営利活動法人ひむか維森の会が運営するCRLの「伐採搬出ガイドライン」に相当する文書が独自に整備されており、ガイドラインの遵守を認証の条件としている。即ち、以下の点を認証の条件として明確にし、必要な審査を行なっている。

2-2-1) 所有者と作業内容についての意思疎通・確認を十分に行なっていること。

2-2-2) 法令を遵守すること。

2-2-3) 路網の配置と開設・後処理が斜面の安定を脅かさないものであること。

2-2-4) 生物多様性保全のための配慮があること。

2-2-5) 地域住民への迷惑防止の措置を取っていること。

2-2-6) 枝条残材の残置が更新を妨げたり、斜面崩壊を誘発したりしないこと。

2-2-7) 労働安全のために必要な措置を取っていること。

3) 商標の使用が適切である。

3-1) CRLロゴマークは、認証制度を識別するものとして、もしくは、認証を受けた事業体を識別するものとしてのみ使用されるよう、使用者、使用方法が限定されるなど適切に管理されている。